

地方消費者行政の一層の強化を求める会長声明

全国の消費生活センターに寄せられる消費者トラブルに関わる苦情相談件数は、最近10年は年間90万件前後という高水準で推移し、特に判断能力が低下した高齢者をターゲットとした悪質商法が深刻さを増している。

このような状況のもとで、地方消費者行政の財政基盤の確保は極めて重要な課題といえる。現在、地方消費者行政の財政基盤は、地方消費者行政推進交付金等国の支援により支えられているが、地方消費者行政推進交付金の対象は、2017（平成29）年度までの新規事業に限定されており、継続性が確保されていない。多くの地方公共団体が必ずしも消費者行政を重視しているとはいえない状況のもとで、財政基盤の脆弱化は地方消費者行政の後退を招くことにもなりかねない。

そこで、地方消費者行政の財政基盤を引き続き充実させるため、地方消費者行政推進交付金の対象事業を、2018（平成30）年度以降の新規事業にも拡大し、少なくとも今後10年程度継続できるように、同交付金の実施要領を改めるべきである。

また、消費生活相談のPIO-NET登録、重大事故情報の通知、法令違反業者への行政処分、適格消費者団体の差止関係業務等、国の業務と関連があり、全国的な水準向上が求められる業務が地方公共団体によって担われることに鑑みると、地方財政法第10条を改正し、これらの業務を担当する地方公共団体の職員・相談員の人件費等のうち相当割合を国が恒久的に負担することとすべきである。

以上のような財政基盤の確立とともに、地方消費者行政における法執行、啓発・地域関係等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、国による実効性のある支援を強化することが望まれる。

当会は、国による継続性のある財政支援と、さまざまな施策への実効性のある支援及びこれらを通じた地方消費者行政の一層の強化を求めるものである。

2017（平成29）年10月27日

岩手弁護士会
会長 東海林利哉

